

令和4年1月
定例教育委員会会議

会議録

令和4年1月24日開催

会 議 録

開催日時	令和4年1月24日（月）	午後2時 午後3時 3分	開会 閉会																
場 所	旭川市教育委員会 会議室																		
出席者	教育長及び委員	教育長 黒蕨 真一， <small>教育長職務代理者</small> 本田 哲嗣，委員 滝山 義之 委員 近藤 美保，委員 山崎 與吉																	
	事務局 説明員	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">学校教育部長 品田 幸利</td> <td style="width: 50%;">社会教育部長 高田 敏和</td> </tr> <tr> <td>学校教育部次長 石原 伸広</td> <td>社会教育部次長 岩崎 昌美</td> </tr> <tr> <td>適正配置担当課長 熊谷 修</td> <td>社会教育部次長 吉田 哲也</td> </tr> <tr> <td>教職員担当課長 佐藤 文泰</td> <td>文化振興課長 高桑 和寿</td> </tr> <tr> <td>学校保健課長 中瀬 恭子</td> <td>文化ホール担当課長 林 克秀</td> </tr> <tr> <td></td> <td>公民館事業課長 片山 勝敏</td> </tr> <tr> <td></td> <td>中央図書館長 西野 明子</td> </tr> <tr> <td></td> <td>博物館長 石原 充浩</td> </tr> </table>		学校教育部長 品田 幸利	社会教育部長 高田 敏和	学校教育部次長 石原 伸広	社会教育部次長 岩崎 昌美	適正配置担当課長 熊谷 修	社会教育部次長 吉田 哲也	教職員担当課長 佐藤 文泰	文化振興課長 高桑 和寿	学校保健課長 中瀬 恭子	文化ホール担当課長 林 克秀		公民館事業課長 片山 勝敏		中央図書館長 西野 明子		博物館長 石原 充浩
	学校教育部長 品田 幸利	社会教育部長 高田 敏和																	
学校教育部次長 石原 伸広	社会教育部次長 岩崎 昌美																		
適正配置担当課長 熊谷 修	社会教育部次長 吉田 哲也																		
教職員担当課長 佐藤 文泰	文化振興課長 高桑 和寿																		
学校保健課長 中瀬 恭子	文化ホール担当課長 林 克秀																		
	公民館事業課長 片山 勝敏																		
	中央図書館長 西野 明子																		
	博物館長 石原 充浩																		
事務局 職員	教育政策課主査 道下 眞紀 教育政策課 宮嶋 健吏																		
傍聴者	0人																		
公開・非公開の別	一部非公開																		
会議次第	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 会議録署名委員 3 前回会議録 4 審議事項 <ul style="list-style-type: none"> ・議案第1号 旭川市文化財保護条例の一部を改正する条例の制定について ・議案第2号 旭川市いじめ防止等対策委員会委員の任命又は委嘱について ・報告第1号 令和3年度一般会計予算の補正（臨時代理）について ・報告第2号 旭川市教育委員会事務局職員の分限処分（臨時代理）について ・報告第3号 旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について ・報告第4号 旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について 5 報告事項 <ol style="list-style-type: none"> (1) 旭川市議会令和3年第4回定例会の報告について (2) 旭川市いじめ防止等対策委員会における調査について (3) サウンディング型市場調査の実施結果について (4) 庁用自動車による交通事故について 6 その他 7 閉会 																		

審 議 内 容	
発 言 者	発 言 要 旨
教 育 長	<p>《 開 会 》</p> <p>ただいまから、令和4年1月定例教育委員会会議を開会いたします。</p> <p>《会議録署名委員》</p>
教 育 長	<p>本日の会議録署名委員は、滝山委員、近藤委員を指名します。</p> <p>《 前回会議録 》</p>
教 育 長	<p>会議録ですが、令和3年10月定例教育委員会会議（令和3年10月8日開催）については、既にお手元に配付されておりますが、これらの内容について、御意見はありますか。</p>
各 教 育 員 長	<p>ありません。</p> <p>御意見がありませんので、令和3年10月定例教育委員会会議の会議録については、承認することで御異議ありませんか。</p>
各 教 育 員 長	<p>異議ありません。</p> <p>「異議なし。」と認め、令和3年10月定例教育委員会会議の会議録については、承認することといたします。</p>
各 教 育 員 長	<p>なお、令和3年11月定例教育委員会会議（令和3年11月15日開催）及び令和3年12月定例教育委員会会議（令和3年12月13日開催）の会議録については、現在調製中でございますので、調製後、承認するというところでよろしいですか。</p>
各 教 育 員 長	<p>異議ありません。</p> <p>「異議なし。」と認め、令和3年11月定例教育委員会会議及び令和3年12月定例教育委員会会議の会議録については、調製後、承認することといたします。</p>
教 育 長	<p>《 審 議 事 項 》</p> <p>それでは、審議事項に入ります。</p>
各 教 育 員 長	<p>議案第1号「旭川市文化財保護条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第2号「旭川市いじめ防止等対策委員会委員の任命又は委嘱について」、報告第2号「旭川市教育委員会事務局職員の分限処分（臨時代理）について」、報告第3号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」、報告第4号「旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について」及び報告事項（2）「旭川市いじめ防止等対策委員会における調査について」は、その性質上、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定により秘密会といたしたいと思いますが、いかがですか。</p>
各 教 育 員 長	<p>異議ありません。</p> <p>「異議なし。」と認め、議案第1号「旭川市文化財保護条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第2号「旭川市いじめ防止等対策委員会委員の任命又は委嘱について」、報告第2号「旭川市教育委員会事務局職員の分限処分（臨時代理）について」、報告第3号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」、報告第4号「旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について」及び報告事項（2）「旭</p>

学校教育部次長	<p>川市いじめ防止等対策委員会における調査について」は、秘密会とし、他の議案等の後に審議することといたします。</p> <p>報告第1号「令和3年度一般会計予算の補正（臨時代理）について」、報告願います。</p> <p>本件につきましては、令和3年度教育予算に係る旭川市一般会計補正予算について、議案を提出するよう市長へ意見を申し出るものですが、市議会への議案の提出期限の関係上、緊急に処理する必要がありましたので、既に教育長が臨時に代理したものです。なお、今回の補正予算は、令和4年1月20日に開会した令和4年市議会第1回臨時会に提案し、同日、原案どおり可決されております。</p>
<p>教 育 長</p> <p>各 委 員</p> <p>各 教 育 長</p> <p>各 委 員</p> <p>各 教 育 長</p>	<p>いじめ問題対策推進費についてであります。いじめの重大事態の調査に関わり、附属機関である旭川市いじめ防止等対策委員会における調査費用が不足する見込であることから補正を行うものです。補正額は297万2千円となっております。</p> <p>補正額の内訳といたしましては、委員の報酬額が209万4千円、聴取り調査における録音データの反訳業務委託料が87万8千円となっております。</p> <p>報告第1号「令和3年度一般会計予算の補正（臨時代理）について」、御意見、御質問等がありますか。</p> <p>ありません。</p> <p>それでは、報告第1号「令和3年度一般会計予算の補正（臨時代理）について」は、報告のとおり了承することで御異議ありませんか。</p> <p>異議ありません。</p> <p>「異議なし。」と認め、報告第1号「令和3年度一般会計予算の補正（臨時代理）について」は、報告のとおり了承します。</p>
<p>教 育 長</p> <p>学 校 教 育 部 長</p>	<p>《 報 告 事 項 》</p> <p>それでは、報告事項に入ります。</p> <p>報告事項（1）「旭川市議会令和3年第4回定例会の報告について」、報告願います。</p> <p>所管事項に係る質疑の概要について、御報告申し上げます。</p> <p>会期は、令和3年11月30日から同年12月10日までの通算11日間、学校教育部に係る議案は令和3年度旭川市一般会計補正予算についてでした。</p> <p>最初に、令和3年11月26日に開催された経済文教常任委員会において、自民党・市民会議の高橋委員、公明党の中村委員、日本共産党の能登谷委員から、それぞれ旭川市いじめ防止等対策委員会における調査の状況について、質疑がございました。</p> <p>次に、12月6日から同月8日までの3日間、一般質問が行われ、4会派から質問がございました。</p> <p>無党派Gのひぐま議員から、不登校への対応について、民主・市民連合の白鳥議員から、いじめ問題に係る市長の認識について、日本共産党の石川議員から、教育行政のデジタル化について、民主・市民連合の品田議員から、子宮頸がん予防対策等について、自民党・市民会議の高橋議員から、いじめの問題について、無党派Gの金谷議員から、パートナーシップ制度に対する旭川市の見解について、自民党・市民会議の上村議員から、いじめ疑いの問題について、質問がございました。</p> <p>また、令和3年度予算の補正に係り、本会議での質疑が12月10日に行われ、質問者3人中1人から質問がございました。</p> <p>日本共産党のまじま議員から、スクールカウンセラー活用推進費及びスクールカウンセラー配置拡充費について、質問がございました。</p>

社会教育部長	<p>引き続き、社会教育部関係部分について御報告申し上げます。 令和4年12月6日に行われた一般質問において、3会派4人から質問がございました。</p>
教 育 長	<p>自民党・市民会議の福居議員から、旭川市大雪クリスタルホール舞台設備操作等業務に係る受託業者選定過程における問題点及び受託業者の業務履行状況並びに当該業務委託に係る評価・検証報告について、自民党・市民会議の安田議員から、あべ弘士さんの美術館について、無党派Gのひぐま議員から、ジオパークの推進と神居古潭のストーンサークルについて、公明党の中野議員から、市民文化会館の現状と今後の整備について、質問がございました。</p>
各 委 員	<p>報告事項(1)「旭川市議会令和3年第4回定例会の報告について」、御意見、御質問等はありませんか。</p>
教 育 長	<p>ありません。 それでは、報告事項(1)「旭川市議会令和3年第4回定例会の報告について」は、報告を受けたこととします。</p>
岩崎社会教育部次長	<p>次に、報告事項(3)「サウンディング型市場調査の実施結果について」、報告願います。 本調査は、行財政改革推進プログラム2020に位置付けられている民間活力の活用や施設等の見直しを進めるため、民間事業者との対話の場を設定し、施設の魅力や課題等を整理するとともに、多様な意見やアイデアから、施設の将来像を明確にすることを目的として、総務部行政改革課主導の下、実施しました。</p>
学校教育部次長	<p>令和3年9月に参加事業者の募集を行い、10月に現地見学会及び説明会、11月にサウンディング調査を実施しました。 社会教育部所管施設につきましては、調査の参加事業者は延べ8者おり、全て市外業者でした。 次に、結果について御報告いたします。 調査の参加者を募集し、申込みがあった施設について実施いたしました。なお、旭川市彫刻美術館及び旭川市博物館は参加者の申込みがなかったため調査を実施しておりません。 対話内容については、民間事業者のノウハウによる施設の潜在能力を生かした事業アイデアをはじめ、ICT化による業務の効率化や市民サービス向上に向けた取組などのほか、指定管理者制度等による効率的な管理運営手法についての提案がありました。 今後は、今回の調査結果を踏まえ、民間活力の活用に向けた課題整理や方向性の整理などを進めてまいります。 続きまして、学校教育部所管施設分につきましては、御報告します。 東旭川学校給食センターは、民間委託した場合の安全安心な学校給食の確保策について、廃校施設は、施設の利活用に当たっての課題などを把握することを目的として実施しました。 調査の参加者は延べ8者であり、そのうち、東旭川学校給食センターが7者、廃校施設が1者でした。 東旭川学校給食センターにおいては、給食の質や安全性を確保及び向上させる取組として、施設に合わせた業務マニュアルの作成や、徹底した衛生管理と多様な献立に対応できる調理従事者のスキルアップに関する意見提案がございました。また、効率的な運営手法として、調理員の勤務日数、勤務時間の柔軟な運用や出退勤時間の細分化による配置人員の効率化など、調理業務に係る意見提案がございました。さらに、雇用職員の勤務形態や育成に関する事、給食の配送や施設管理も含めた業務委託に関する事など、様々な提案をいただきました。 今後は、調査結果を踏まえ、東旭川学校給食センター給食調理業務を委託する場合の基本的な考え方を整理してまいります。</p>

	<p>廃校施設においては、廃校を賃借し宿泊施設を運営することなどの事業提案がございました。対話を行う中で、施設の改修費用や売却額又は貸付料に関することなど、事業者が廃校施設を利活用するに当たっての課題について把握することができました。</p> <p>今後は、調査結果を踏まえ、廃校施設の利活用に係る手法の見直しについて、検討してまいります。</p> <p>本日御報告した実施結果の概要につきましては、本市ホームページにおいても公表しております。</p>
教 育 長	報告事項（３）「サウンディング型市場調査の実施結果について」、御意見、御質問等がありますか。
本 田 委 員	東旭川学校給食センターについて、自校で給食を提供している学校もありますが、今回の調査は東旭川学校給食センターだけが対象なのですか。
学校保健課長	そのとおりで、自校給食については、今後の検討課題として考えております。
本 田 委 員	今まで直営で運営していたものが、民間に移すことで効率化や省力化が優先され、献立の質が低下してしまうことが懸念されます。また、自校と給食センターの献立内容が異なってしまう、自校給食の方が良いとなると、給食センターの役割が果たせなくなるので、今後、業者を選定していくことになれば、そのようなことにも留意する必要があります。加えて、給食調理員の人員確保の課題もあるので、こちらも含めて検討していただきたいと思います。
滝 山 委 員	参加者は市外の事業者の方が多いですが、市内業者に配慮することなどを考えているのですか。
社会教育部長	現在は、市内業者を選定することとしておりますが、今回の結果を踏まえ、行政改革課で市外業者も対象とすることも含めて検討していると聞いております。
教 育 長	社会教育施設は、令和４年度中に指定管理者制度の導入の可否を決定する予定であり、東旭川学校給食センターは、令和５年度までに調理委託等の導入の可否を決定する予定なので、今後も引き続き、御報告をさせていただきます。
各 委 員	他に御意見、御質問等がありますか。
教 育 長	ありません。
博 物 館 長	それでは、報告事項（３）「サウンディング型市場調査の実施結果について」は、報告を受けたこととします。
博 物 館 長	次に、報告事項（４）「庁用自動車による交通事故について」、報告願います。
博 物 館 長	本件は、令和３年１１月１０日、市内神楽３条７丁目の旭川市博物館裏管理車両用通路兼身障者用駐車場において、博物館職員が運転する庁用の小型貨物車を後退させた際、駐車中の相手方車両の後部に接触し、相手方車両を破損させた事故であります。
	過失の割合は、市が１００％で、その損害賠償の額を２２万２、２６６円と定め、令和３年１２月１３日に地方自治法第１８０条第１項の規定による専決処分を行い、示談が成立しております。
	また、旭川市議会へは、先に開かれた令和４年第１回臨時会で専決処分の報告をしたところです。
教 育 長	交通安全につきましては、日頃から職員に対し指導を行っておりますが、今後、一層の指導を徹底し、交通事故防止に努めてまいります。
山 崎 委 員	報告事項（４）「庁用自動車による交通事故について」、御意見、御質問等がありますか。
博 物 館 長	けが人は出ていませんか。
博 物 館 長	相手方車両には人は乗っていませんでした。
本 田 委 員	公用車にはドライブレコーダーは装着されているのですか。

博 物 館 長	多くは装着されていると思いますが、博物館で使用している公用車には、まだ装着されていません。
教 育 長	周囲の確認をしっかりと行い、運転していただきますようお願いいたします。
各 委 員 長	他に御意見、御質問等がありますか。
教 育 長	ありません。
教 育 長	それでは、報告事項（４）「庁用自動車による交通事故について」は、報告を受けたこととします。
	《 そ の 他 》
教 育 長	他に、何かありますか。
各 委 員 長	ありません。
教 育 長	ありません。
	《 秘 密 会 》
教 育 長	ここで皆さんにお諮りいたします。
各 委 員 長	議案第２号「旭川市いじめ防止等対策委員会委員の任命又は委嘱について」、報告第２号「旭川市教育委員会事務局職員の分限処分（臨時代理）について」、報告第３号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」、報告第４号「旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について」及び報告事項（２）「旭川市いじめ防止等対策委員会における調査について」ですが、旭川市教育委員会会議規則のとおり、会議録には概要を記載することといたしたいと思っておりますが、いかがですか。
各 委 員 長	異議ありません。
各 委 員 長	「異議なし。」と認め、議案第２号「旭川市いじめ防止等対策委員会委員の任命又は委嘱について」、報告第２号「旭川市教育委員会事務局職員の分限処分（臨時代理）について」、報告第３号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」、報告第４号「旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について」及び報告事項（２）「旭川市いじめ防止等対策委員会における調査について」は、会議録には概要を記載することといたします。
文化 振 興 課 長	議案第１号「旭川市文化財保護条例の一部を改正する条例の制定について」、説明願います。
文化 振 興 課 長	本件は、文化財保護法の令和３年４月の改正により、地方自治体による文化財の地方登録制度が法制化され、令和４年４月１日から施行されることを踏まえ、本市においても、これに対応した文化財の市登録制度を創設するために、本条例を改正しようとするものです。
文化 振 興 課 長	主な改正点につきましては、市にとって特に文化的価値が高いと認められる文化財に対する「指定」、いわゆる指定文化財について定めている条項に、「指定」には至らないが一定の価値があり、特に保存及び活用を図る必要がある文化財を「登録」できることを追加している点です。
文化 振 興 課 長	この度の文化財保護法改正の背景としては、特に無形文化財、例えば郷土芸能や工芸技術、地域の行事やお祭りなどが、全国的に過疎化や少子高齢化、新型コロナウイルスの影響などにより、担い手が不足して継承が危ぶまれている現状が挙げられます。本市においても同様の傾向が見受けられるため、市としての登録制度を創設することにより、保存や継承が危ぶまれている市内の多様な文化財の登録について、今後検討を進め、その保存や活用の促進に努めていきたいと考えております。
文化 振 興 課 長	なお、本件につきましては、市議会令和４年第１回定例会に提案するものでございます。
教 育 長	議案第１号「旭川市文化財保護条例の一部を改正する条例の制定について」

山崎委員 文化振興課長	て」、御意見、御質問等がありますか。 このような条例の改正については、どこからか指示があるのですか。
教育長 文化振興課長	国が文化財保護法の改正を行いまして、その中に地方に関わる制度などがあれば、国から情報提供があります。今回はそれを踏まえて、市として対応しようとするものなので、文化財保護法が改正されたので機械的に改正したものではありません。先ほど御説明しました郷土芸能などの無形文化財を支援するに当たり、登録というはある程度有効な制度ではないかと判断し、法律の令和4年4月1日の施行日に間に合うよう、条例を改正しようとしています。
山崎委員 文化振興課長	法律は努力規定でしたか。 地方で対応しようとすることは可能であるというものであり、その場合は、条例で整理するよう規定されています。
山崎委員 文化振興課長	条例を改正することは大変ですよ。 改正そのものより、登録制度を創設した後の作業として、どのようなものを登録するかということについては、様々な御意見があると思いますので、その検討や調査などが必要になるものと考えております。
教育長	無形文化財を登録するに当たり、何が対象で、どこまで保存・伝承していくかは、様々な見解があると思いますので、運用面を考えながら進めていく必要があります。
本田委員 文化振興課長	雨紛ばやしは無形文化財になるのですか。 郷土芸能として別途支援しておりますが、我々の登録文化財の候補のイメージとしては、雨紛ばやしをはじめ、明治以降の開拓者の方がふるさまで行い、各地で伝承されている獅子舞や福島踊りなどがあります。高齢化に伴い、伝承が危機的な状況にあるため、これらを支援するための手段になるものではないかと考えております。
本田委員 文化振興課長	地域が小さくなり、かつ少子化が進む中で、それを受け継ぐ子どもたちも減ってきているので、是非守っていただきたいと思います。 毎年、食ベマルシェにおいて常磐公園で郷土芸能の発表会を行っていましたが、2年連続で中止になっております。神社などでの地域のお祭りも中止や縮小していると聞いております。そのような発表の場が失われている中で、無形文化財の保存や伝承の在り方が問われております。
教育長	他に御意見、御質問等がありますか。
各委員	ありません。
教育長	それでは、議案第1号「旭川市文化財保護条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案どおり決定することで御異議ありませんか。
各委員	異議ありません。
教育長	「異議なし。」と認め、議案第1号「旭川市文化財保護条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案どおり決定します。
	<議案第2号「旭川市いじめ防止等対策委員会委員の任命又は委嘱について」>
	令和4年2月4日から令和6年2月3日までを任期とする旭川市いじめ防止等対策委員会委員を任命又は委嘱することについて説明があり、審議の結果、原案どおりこれを決定した。
	<報告第2号「旭川市教育委員会事務局職員の分限処分（臨時代理）について」>
	令和3年12月9日及び令和4年1月1日付けの旭川市教育委員会事務局職員の分限処分について、教育長が臨時に代理した旨を報告し、報告のとおり了承した。
	<報告第3号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）に

ついて」>

令和3年12月23日付けの旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動について、教育長が臨時に代理した旨を報告し、報告のとおり了承した。

<報告第4号「旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について」>

令和3年11月25日から同年12月28日付けまでの北海道教育委員会に対し行った旭川市立小中学校教職員人事の内申について、教育長が臨時に代理した旨を報告し、報告のとおり了承した。

<報告事項（2）「旭川市いじめ防止等対策委員会における調査について」>

重大事態とした事案に関わり、旭川市いじめ防止等対策委員会の進捗状況等について、報告を受けた。

《 そ の 他 》

教 育 長
岩崎社会教育部次長

他に、何かありますか。

令和4年1月9日に開催しました成人を祝うつどいにつきましては、委員の皆様が長時間にわたり御出席いただきまして、ありがとうございました。当日は1,300人以上の成人の方が出席するつどいを開催することができました。詳細につきましては、次回の教育委員会会議で御報告させていただきますが、今回のつどいでは、新型コロナウイルス感染症の感染者が出なかったことを一言御報告申し上げます。

また、市民文化会館のどんちょうにつきましては、1月20日から同月29日まで取付工事を行っております。その間につきましては、大ホール及び小ホール共に使用を停止しており、既に予約をしていた方には、開催できるように日程を調整しております。現在の状況について、御報告いたしました。

山 崎 委 員

コロナが出なくて良かったですね。5月の成人を祝うつどいも引き続き気を付けていただきたいと思います。

滝 山 委 員

しかし、成人式以降、道内でも感染者が増えています。札幌と人口比率で比べると多くないように思いますが、気を付けなくてはなりません。

本 田 委 員

感染が広がった場合の学校教育の対応について、準備しておいていただきたいと思います。

滝 山 委 員

感染者が増えている状況で、部活動は中止した方が良いと思います。

近 藤 委 員

気の毒ですが、スキーの大会や吹奏楽、バドミントンも中止になったと聞きました。

山 崎 委 員

図書館も休館になるのですか。

社会教育部長

現在、その予定はありませんが、今後の状況によっては休館となる可能性はあると思います。

教 育 長

今週、道が国にまん延防止等重点措置区域にするよう要請しましたが、対象となれば、連動して様々な要請が出てくることとなりますので、しっかりと対応してまいります。

他に、何かありますか。

各 委 員

ありません。

事 務 局

ありません。

教 育 長

それでは、以上で令和4年1月定例教育委員会会議を終了いたします。

《 閉 会 》